

念 書

私は〇〇自動車学校入学申し込みにあたり、下記の点を正しく理解した上で入学いたしており、当方の都合により当該普通運転免許証の効力が変更となった場合も一切の不服申し立てをしない旨をここに確認いたします。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印 _____

記

平成19年6月8日までに施行が予定されている改正道路交通法に伴い、同日までに教習・検定を終了の上、普通運転免許の交付を完了している場合は、その後、総重量8t未満、積載量5t未満の限定付き中型運転免許の交付を受けることになります。

同日以降に交付を受けた場合は、総重量5t未満、積載量3t未満の改正普通運転免許の交付を受けることになります。

以上

念 書

私は〇〇自動車学校入学申し込みにあたり、下記の点を正しく理解した上で入学いたしており、当方の過失により当該運転免許証が正しく交付されない場合も一切の不服申し立てをしない旨をここに確認いたします。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印 _____

記

平成19年6月8日までに施行が予定されている改正道路交通法に伴い、同日までに教習・検定を終了の上、大型運転免許の交付を完了していない場合は、総重量11t未満、最大積載量6.5t未満の改正中型運転免許の交付を受けることになります。

同日までに、教習を終了していない場合は、移行に伴い必要となる教程の教習を追加し、かつ改正中型運転免許の交付を受けることになります。

以上